

新紙幣発行に伴うトラブルにご注意！

約20年ぶりとなる新紙幣の発行が令和6年7月から始まっていますが、これに伴って新紙幣発行に便乗した詐欺行為が東京都内でも発生しています。「旧紙幣は使えなくなる」、「新紙幣と交換する」などと言って、紙幣をだまし取ろうとする事例があるため、十分に注意しましょう。

想定される手口の例

例

金融機関の職員を名乗る人物から自宅に電話があり、「今までの旧紙幣は今後使えなくなります。」と言ってきたが本当だろうか。

➡ 新紙幣発行後も今までの旧紙幣は引き続き使うことができます。
旧紙幣が使えなくなることは絶対にありません。



例

市の職員を名乗る人物が自宅に来て、「旧紙幣を新紙幣に交換するので自宅にある旧紙幣を預かります。」と言ってきた。銀行に行くのは大変なのでお願いしてもよいだろうか。

➡ 市の職員が旧紙幣を新紙幣に交換するために自宅を訪問することは
ありません。

第三者に現金を渡す前に、家族や警察に相談しましょう。



例

利用している金融機関を名乗るメールが届き、「旧紙幣を回収することになったので、自宅にある旧紙幣を振り込んでください。振り込まれた金額を新紙幣でお返しします。」と書いてあったが振り込んでよいだろうか。

➡ 金融機関等が旧紙幣を回収することはありません。



不審に思ったら、、、

新紙幣に関する不審な人物の訪問や電話・メール等があった際は、すぐに現金を渡したりせずに、まずは家族や知人に相談するか、最寄りの警察署へ相談しましょう。



暮らしのレスキューサービスでのトラブルに注意!



トイレ修理、水漏れ修理、鍵開けサービス、害虫駆除など、日常生活での緊急トラブルに事業者が対処する、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、専門的な技術や知識がない消費者が困ったときの手助けとなりますが、料金や作業内容などについて事業者とトラブルになったケースが多く発生しています。



相談事例

- ◆ トイレがつまったため、インターネットで検索して一番上に表示された事業者に依頼したが、10分程度しか作業していないのに高額な料金を請求された。
- ➡ 検索して一番上に表示された事業者が信頼できるとは限りません。契約する場合は事前に作業内容や料金等を十分確認しましょう。
- ◆ 家の鍵を紛失したため、インターネット広告で見た「鍵開け980円から」と書かれていた事業者に依頼をしたところ、約10万円の請求を受けた。
- ➡ 広告に表示された料金や電話で説明された料金を鵜呑みにしないようにしましょう。説明された料金と大きく異なる請求であった場合はクーリング・オフできる可能性があります。



国際電話による特殊詐欺が急増中!

最近「固定電話や携帯電話に海外の知らない番号から着信があり、すぐに切れてしまった」ということが増えています。表示された番号に折り返しかけ直したところ高額な国際電話料金を請求されたという事例が多発しています。

心当たりのない +1 や +44 などから始まる電話番号から着信があった場合は、

電話に出ない、かけ直さない ようご注意ください。



固定電話・ひかり電話を利用して、海外との通話が不要な方は「国際電話不取扱受付センター(0120-210-364)」に申し込むことで国際電話の発信・着信を無償で休止することができます。

(携帯電話の場合も着信を拒否することができますが、事業者ごとに方法が異なるため、契約している通信会社へお問い合わせください。)

国立市消費生活センターのご案内

商品の購入やサービスを受けた時などのトラブルについてお気軽にご相談ください。

- ◆ 場 所: 国立市役所 1 階 21 番 まちの振興課内
- ◆ 時 間: 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く)
10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00
- ◆ 相談方法: 電話または来庁
- ◆ 相談費用: 無料



※相談をスムーズに進めるため、可能な限り電話による相談をご利用ください。

☎042-576-3201 (直通)

土日祝日は
消費者ホットライン
(いやや)
局番なし **188** に
10:00~16:00